

【女性活躍推進法・次世代育成支援対策推進法】

一般事業主行動計画

株式会社カネカ・クリエイティブ・コンサルティング

1. 計画期間 2026 年 4 月 1 日 ～ 2031 年 3 月 31 日

2. 目標と取り組み内容・実施時期

<目標 1>

有給休暇取得率を 80%以上にする。

<取り組み内容と実施時期>

2026 年 4 月～ 有給休暇の分割取得など取得しやすい仕組みの導入を
検討する

2027 年 4 月～ 有給休暇取得の啓蒙活動を行う

2028 年 4 月～ 失効した有給休暇の有効活用化等取得促進策の実行

<目標 2>

月 30 時間以上の時間外・休日勤務をなくす

<取り組み内容と実施時期>

2026 年 4 月～ 長時間勤務者のいる職場の上司と改善策について話し
合いを行う

2027 年 4 月～ フレックスタイム等柔軟な勤務の推進を行う

2030 年 4 月～ 長時間勤務者への事前アラートの導入

以上